

枚方市学校規模等適正化基本方針 【改定版】

枚方市教育委員会
管理部 教育環境整備室
平成29年7月

はじめに

少子化の進行による児童生徒数の減少・学校の小規模化



H26年7月 将来における学校の適正な配置等の
あり方を審議会に諮問

H28年3月 学校規模等適正化審議会(第4次) 答申



○子どもの健やかな成長と学校教育の充実

○教育環境のさらなる整備・向上

○答申を踏まえ、説明会におけるご意見を参考



基本方針を改定し、学校規模等の
適正化に取り組む

目次

第1 市立小中学校の現状

1. 学校規模

2. 通学区域

第2 学校規模等の適正化の必要性

第3 学校規模等の適正化に関する基本方針

1. 適正化の基本的な考え方

(1) 学校規模

(2) 通学区域

2. 適正化の実施

(1) 学校規模

① 学校規模について

ア. 小規模校

イ. 大規模校

ウ. 過密校

② 学校統合について

ア. 学校統合について検討の対象となる学校の要件

イ. 学校統合の取り組み

ウ. 学校統合にあたっての留意事項

(2) 通学区域

(3) 適正化の進め方

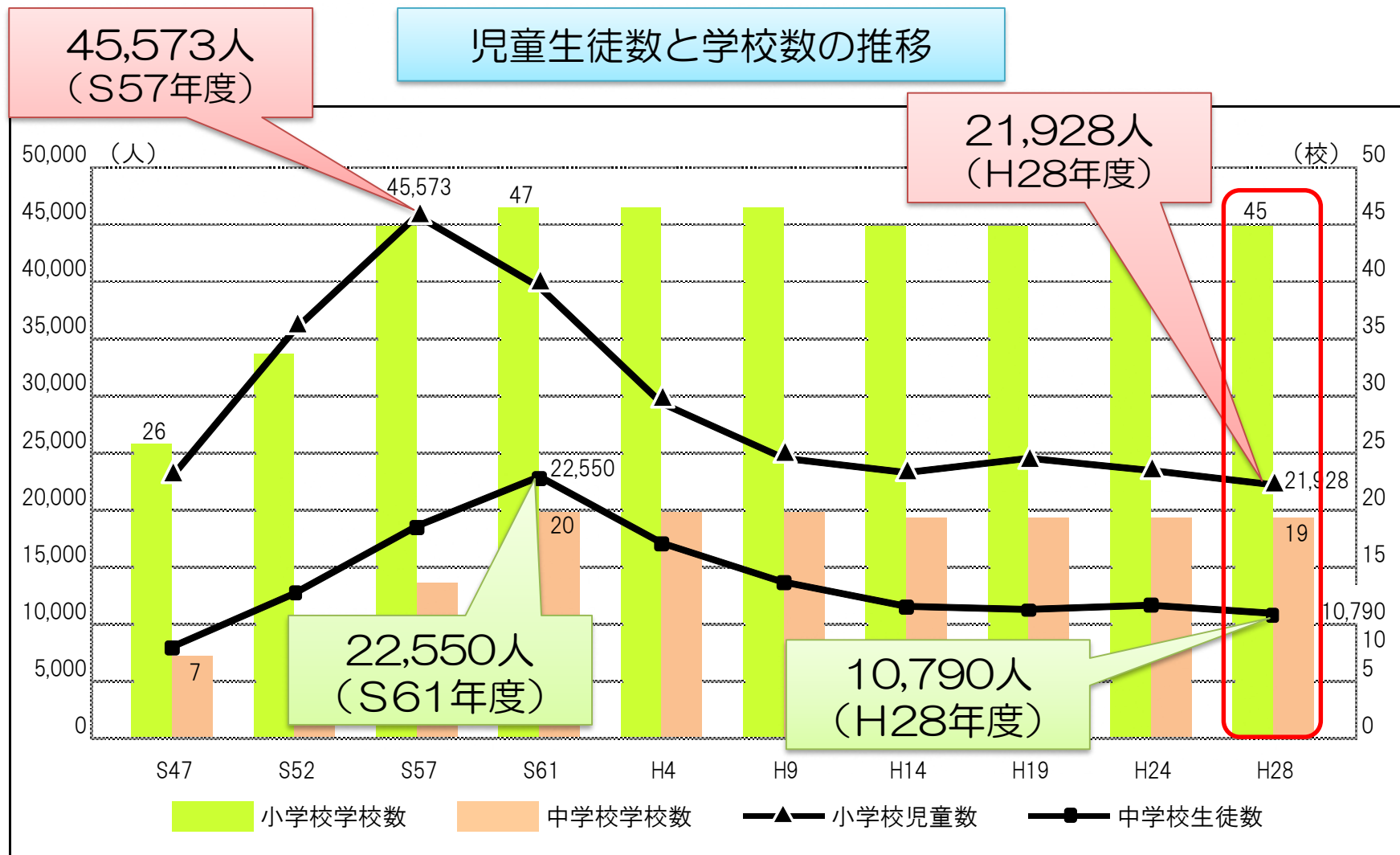
3. 適正化の留意事項

4. 「基本方針」の見直しについて

主要な改定部分

第1 市立小中学校の現状

1.学校規模



※数値は、各5月1日の学校基本調査による。

第1 市立小中学校の現状

2.通学区域

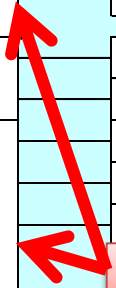
平成19年4月現在

中学校名	小学校名	中学校名	小学校名
楠葉中(3)	樟葉北小	山田中(3)	交北小
	樟葉小		山田東小
	樟葉南小 (H27～楠葉西中へ)		山田小 (H25～中宮中へ)
楠葉西中(2)	樟葉西小	中宮中(3)	中宮小
招提北中(2)	船橋小		明倫小
		桜丘中(3)	桜丘北小
第三中(3)	牧野小		桜丘小
	殿二小		川越小 (H26～東香里中)
招提中(2)	平野小 (H21～招提中へ)	東香里中(4)	春日小
	招提小		東香里小
長尾中(3)	長尾小		香陽小 (H22～東香里中へ)
	菅原小		開成小
長尾西中(3)	西長尾小 (H22～長尾西中へ)	第四中(5)	山之上小
	田口山小		五常小 (H21～第四中へ)
	藤阪小 (H22～杉中へ)	第二中(4)	香里小 (H21～第二中へ)
杉中(3)	菅原東小	枚方中(3)	枚二小
	氷室小		枚方小
津田中(2)	津田小		伊加賀小 (H25～蹺跼中へ)
	津田南小		蹺跼東小 (H25～蹺跼中へ)
渚西中(3)	西牧野小	蹺跼中(4)	蹺跼西小
	磯島小		蹺跼小
	小倉小 (H25～第一中へ)		
第一中(4)	殿一小		
	高陵小		
	中宮北小		



平成28年4月現在

中学校名	小学校名	中学校名	小学校名
楠葉中(2)	樟葉北小	山田中(2)	交北小
	樟葉小		山田東小
楠葉西中(2)	樟葉南小		山田小
招提北中(1)	樟葉西小	中宮中(3)	中宮小
	船橋小		明倫小
第三中(2)	牧野小	桜丘中(2)	桜丘北小
	殿二小		桜丘小
招提中(2)	平野小		川越小
長尾中(2)	招提小	東香里中(4)	春日小
	長尾小		東香里小
長尾西中(2)	菅原小		香陽小
	西長尾小		開成小
杉中(3)	田口山小	第四中(3)	山之上小
	藤阪小		五常小
	菅原東小	第二中(2)	香里小
津田中(2)	氷室小	枚方中(2)	枚二小
	津田小		枚方小
渚西中(2)	津田南小		伊加賀小
	西牧野小		蹺跼東小
	磯島小	蹺跼中(4)	蹺跼西小
	小倉小		
第一中(4)	殿一小		
	高陵小		
	中宮北小		



さだ小

第2 学校規模等適正化の必要性

「一小一中」の接続関係になっていない学校については、引き続き「一小一中」の接続関係への改善に取り組む必要がある

義務教育段階である小・中学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことが目的である。



学校では単に教科等の知識等を習得させるだけではない





児童生徒集団の中で

多様な考えに
触れる

認め合う

協力し合う

切磋琢磨する

思考力

表現力

判断力

問題解決能力

社会性

規範意識

身に付けさせることが重要

一定の学校規模を確保することが重要
学校配置等の適正化により、教育環境の改善を図る必要がある

第2 学校規模等適正化の必要性

義務教育の教育環境面における公平性を確保する観点から、大規模校の解消に取り組む必要がある。

過密校については、使用する教室に余裕がなく、少人数指導等に使用する教室の確保ができないなど、学習環境において明らかに不均衡な状況になるため、早急に解消を図る必要がある。

第3 学校規模等の適正化に関する 基本方針

1.適正化の基本的な考え方

(1) 学校規模

適正規模	小学校	1 8学級
	中学校	
適正規模の 範囲	小学校	1 2～2 4学級
	中学校	9～2 4学級

(2) 通学区域

小学校単位で中学校の通学区域を構成する
「一小一中」を通学区域の基本とする。

第3 学校規模等の適正化に関する 基本方針 2.適正化の実施

(1) 学校規模 ①学校規模について

<基本的な方策>

小規模校	学校統合を基本方策として課題解消を図る。
大規模校	通学区域の変更により課題解消を図る。
過密校	通学区域の変更や校舎の増築により、課題解消を図る。

第3 学校規模等の適正化に関する 基本方針

2.適正化の実施

(1) 学校規模 ②学校統合について

ア. 学校統合について検討の対象とする学校の要件

(a) 平成27年度から平成35年度までの推計で小規模校となる学校で、平成55年度までの将来推計でも適正規模の範囲内になる見込みがないこと。

(b) 通学区域内において、大規模または複数の新規住宅建設が将来的にも予定されていない、或いは予定されていても、児童生徒の転入により適正規模の範囲内になるほどの増加がないと予測されること。

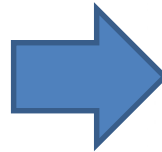
第3 学校規模等の適正化に関する 基本方針

2.適正化の実施

(1) 学校規模 ②学校統合について

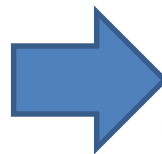
イ. 学校統合の取り組み

高陵小
中宮北小



統合方策に取り
組む

答申における
他の取り組み方策



5年程度を目途と
して改めて示す

第3 学校規模等の適正化に関する 基本方針 2.適正化の実施

(1) 学校規模 ②学校統合について

ウ. 学校統合にあたっての留意事項

(a)学校統合の進め方について

「実施プラン」を作成し、統合の3年前までを基本に公表し、オープンな形で進めていく。

十分な説明を行い、理解と協力を得ながら進めていく。

統合する学校間で、円滑な統合に向けた取り組みを進めていく。

保護者及び地域コミュニティ・学校・教育委員会等の代表者からなる「（仮称）統合協議会」を設置し、統合に関する諸課題について、協議・検討を行う。

第3 学校規模等の適正化に関する 基本方針

2.適正化の実施

(1) 学校規模 ②学校統合について

ウ. 学校統合にあたっての留意事項

(b)教育環境の充実について

教育内容・教育方法の多様化や社会状況の変化、安全・防犯対策や地域との連携などへの適切な対応を考慮した整備を図る。

児童生徒の心のケアに配慮し、適切な教職員配置に努める。統合後の新たな学校の円滑な運営や子どもたちの学習環境の充実について万全の対策を講じる。特に配慮を要する児童生徒への個のニーズに応じた支援に努めていく。

第3 学校規模等の適正化に関する 基本方針

2.適正化の実施

(1) 学校規模 ②学校統合について

ウ. 学校統合にあたっての留意事項

(c)統合校の学校規模について

統合校が常態的に大規模校や過密校にならないこと。

(d)通学距離等について

通学距離に配慮した通学区域の設定や通学路の安全性の確保に努めていく。

第3 学校規模等の適正化に関する 基本方針 2.適正化の実施

(1) 学校規模 ②学校統合について

ウ. 学校統合にあたっての留意事項

(e)学校の跡地活用について

学校の跡地活用については、学校が地域に果たしている役割を踏まえ、検討していく。

第3 学校規模等の適正化に関する 基本方針

2.適正化の実施

(2) 通学区域

＜基本的な方策＞

「一小一中」の接続関係への改善は、通学区域の変更を行う。

不自然な通学区域の様態については、通学区域の変更を行う。

第3 学校規模等の適正化に関する 基本方針

2.適正化の実施

(3) 適正化の進め方

適正化の実施にあたっては、本「基本方針」に基づき、適正化の具体的な方策や実施時期などを定めた「実施プラン」を策定する。

第3 学校規模等の適正化に関する 基本方針

3.適正化の留意事項

（４）適正化にあたっては、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令に基づく通学距離（小学校でおおむね4km以内 中学校でおおむね6km以内）を限度とし、国道などの地形地物及び通学時の安全性にも配慮する。

（５）小規模校においては、直ちに適正化に取り組むことが難しい場合、小規模校活性化のための支援策を講じる必要がある。

（６）大規模校においては、24学級を超えても、普通教室数に余裕があり、かつ、特別教室及び多目的な教室が確保でき、児童生徒1人あたりの校舎面積・運動場面積などの施設規模が十分である場合は、今後の児童生徒数の推移を注視し、適正化の実施時期を見極めるものとする。

第3 学校規模等の適正化に関する 基本方針

4.「基本方針」の見直しについて

この「基本方針」は、今後、国や府における教育制度の変更や社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて見直すものとする。



ご静聴ありがとうございました。

平成29年7月1日

枚方市教育委員会 教育環境整備室